

整理運動——整理運動は主運動に於いて促進せられた内臓諸器官の機能や亢奮せる精神を、なるべく早く常態に近く復らしめる目的を以て行ふ運動であるから、次に挙げるやうな點に留意して指導せられなければならぬ。

- 1、整理運動は兎角忽諸に附され易い傾向があるが、體操科の指導上から云ふならば、甚だ良しくないことである。必ず丁寧に取り扱はなければならない。
- 2、新しい教材をこゝで課してはならぬ。
- 3、甚だ努力を要する運動や、複雑困難な運動は省くことがよい。
- 4、筋肉の緊張を持續せしめなければならないやうな運動は避けなければならない。
- 5、血行を緩和し、その分布の状態を平等にする爲めに、比較的廣般に亘る筋群の最大收縮から最大伸張を行ふことが出来るやうな運動を緩徐に課することがよい。
- 6、特に姿勢を正しくさせなければならない。努力的な主運動の最後に於て、比較的氣分を自由にし、運動そのものに熱中して遊戯及競技を行つた後である爲めに、多少氣分の弛緩もあり姿勢を正しくする注意も掛け易いのであるから、特に注意を喚起して姿勢を正しく行はしめることが必要である。

7、整理運動に於て行ふ運動の分量は、主運動に於て行つた運動の分量に相應して行はせなければならない。

8、特に呼吸を自由にして行はせなければならない。原則としては呼吸運動の調律と一致して行はれるのである。

整理運動に於いて行はれる運動は下肢と呼吸の運動がその代表的なものであるが、主運動が強く行はれた時は尙これに體の運動をも加へて行ふ。今整理運動として行ふ、これ等の各々に就いて指導上特に留意すべき點を述べることとする。

「下肢の運動」にあつては

誘導運動に於いて行ふよりも、輕易に行はしめなければならない。その理由は、これを努力的に行はしめることは、生理的機能の整理とならないで、寧ろ促進せしめる作用をなす結果となつて了ふからである。

脚を挙げたり振つたり、足を出したりする運動よりも、脚屈伸の運動を採用することがよい。

前者は一般に脚筋の強直的努力を要求する運動であるに對し、後者は脚筋に按摩マッサージの作用を與へる結果となるからである。

「體の運動」に於ては

體側運動としては體を柔軟に運動させることの出来る側轉又は側屈の形式を採用し、體を強直的に努力せしめる側倒の形式を避けることがよい。

體側以外の體の運動を採用するならば、なるべく腹と背の兩運動を結びつけて行はせ、腹丈け、又は背丈けの運動を行はせない方がよい。これは體の兩側に等量の運動を課すと云ふ體操の原則に適合せしめる爲めである。同じく腹背の運動を組合せて行はせるにしても體の後倒と前倒の形式を避け、後屈と前下屈とを採用することがよい。前者は強直的努力を要求するに比し、後者は按摩的作用を及ぼす爲めに整理運動の目的に適合し得るからである。

何れにしても運動は比較的緩徐、輕易、調節的に且つ呼吸を伴はしめて行はせることがよい。「呼吸運動」にあつては

平呼吸に比して呼吸吸氣ともに深いのであるから、その速度も幾分は緩かになることが自然ではあるが、甚しくこれを緩徐にすることは、却つて自然的な要求を抑制して非生理的に陥ることとなるから避けなければならない。

經驗によれば吸氣の際に兒童は屢々精神的弛緩を來して著しく姿勢が崩れ易い傾向であるか

ら、特に正しい姿勢を保つて行はしめるやうに指導しなければならない。

ロ、新教材を指導する方法

前項に於ては、各運動の種類に亘つてその指導法の概要を述べたのであるが、此處では特に新教材を指導する方法を述べやうとするのである。新教材を指導する場合には、目的を指示し、方法の説明を行ひ、模範を示めし、これを模倣せしめ、それに批正を加へ、反復練習せしめるのである。

目的の指示は、それが何の爲めに行ふのであるかを兒童に知らしめ得る範囲内に於て、出來得る限り簡明でなければならない。

方法の説明には、極めて平易な語を用い、要點丈けに就いて簡單明瞭に行ふことがよい。

模範を示めすには、兒童をしてその要點をよく理解せしめることが出来るやうに、その運動の性質上指導者は兒童に對してそれがよく見られ得べき、位置と方向とを選んで行はなければならない。

この際、兒童に休メの姿勢をとらしめて置くことを忘れてはならぬ。

兒童をしてその模倣をなさしめるには、説明及び示範を終へた後、直ちにその印象記憶の最も明瞭な間に行はしめることがよい。この際出來得る限り、誤り易い兒童を先頭又は前に立たしめないことがよい。

批正を行ふには、理想としては語丈けを以てしたのであるが、それが出来ない場合は再び模範を行ひ、これを模倣せしめることによつて行ふことがよい。併し低學年児童や未熟なものに對しては指導者がその手を以て児童の身體に觸れて行ふことが必要である場合も少くはない。但し春期發動期に達した女兒には手を以つてする方法は避けなければならない。

特に一部分の児童の批正には、他の児童をして氣ヲ付ケ等の努力的な姿勢を保たせて置かないやうにしなければならぬ。

ハ、一般的指導上の注意

(一) 指導者の態度——指導を受くる児童は、その先天的素質に於て、伸び得べき可能性に限度がある。これをその最大限度まで伸ばし得るものは後天的影響の總てである。その後天的影響の最も大なるものは教育である。教育はその目的を達成すべき手段として方法があり。その方法を盡す爲めの助けとなるものに教便物がある。その教便物を用い、方法を有效妥當ならしめるものは教育する人、即ち指導者である。要するに教育の成績の大半は、指導者にその人を得ると得ないと由るものである。此處に於て指導者の指導態度は教育上最も重要なものとなつて來る。今その指導態度に就いて必要な簡條を擧げて見るならば、次の如きものがある。

1、用意が周到でなければならない。如何に優秀な指導者であつても、用意が周到でなければ立派な指導を行ふことは望まれない。

2、努力をしなければならぬ。努力なしにはよりよい効果を收めることは出来ない。

3、熱情がなければならない。教育は人と人との接觸である。指導者に熱情がなくて、児童に積極的な學習態度を望むことは出来ない。

4、沈着でなければならぬ。指導者の沈着な態度は児童をしてよくこれに信頼せしめ、引いて指導の効果を大ならしめることが出来る。

5、果斷が缺けてはならぬ。機に臨み、變に應じて滯滞することなく、明快な判斷を下して、その態度を決定するところがなければならぬ。

6、教育者としての立場を自覺して居らなければならない。この自覺を忘れた指導者は屢々自己を児童と對等の地位にまで引下げ徒らに興奮して、教育的効果をもたらし得ないことは勿論、寧ろ教育を害ふ結果をさへ及ぼして居ることがある。

7、児童に同情しなければならない。児童に對する態度が對他的であつて、その指導が單なる義務を果すに過ぎないことや、自己を守ることに急である爲めに自己辯護に陥つて、少しも反省す

るところがないこと等は最も戒むべきことである。寧ろ児童を自己の生活内容として考へ、児童の一切を自分自身のこととして省察する程の温味がなければならぬ。

(二) 廣く教育的立場からの指導が望ましい。——體操科の指導は單なる運動の指導に終始せしむべきものではない。廣い意味に於ける人格完成を助成すべき教育とその目標を全く同一にするものである。唯その範圍は知的教科や道徳的教科と共に教育上の分擔をするものである。しかもその或部分に於ては相互に扶助し合つて教育の目的を達成すべきである。この意味に於て、體操科の指導中に觸れ得る教育的機會は出來得る範圍内に於て努めてその手段を盡すべきものである。

道徳教育に關しては道徳的訓練を擔當することがよい。その機會は到底應接に追がない程に數多いものである。併しその訓練を徹底せしめる爲めには、心付くままに一時に數多い徳目に就いてすることは策の得たものではない。一面には修身科とも連絡をとつて確實に習慣づけるところまで努力しなければならない。

時間、空間に就いては具體的にこれを計測又は觀察せしめて、その觀念を明確ならしめ得る機會に富むで居るものであるから。出來る範圍内に於てその指導をも行ふことがよい。例へば競争や球技に於ける時間の計測、觀察

行進遊戯唱歌遊戯に於けるテンポの觀察や經驗、

用具配置の距離間隔

コート及び走路を始めその他競技に表れる長さや幅の計測の如きはこの例である。

簡単な物理の實驗となる機會も亦少くはない。例へて言ふならば

脚支持腰掛體後倒に於ける横杆若くば挺子の理

懸垂側振に於ける振子運動

バスケットボール投に於ける拋物線

競走に於けるコーナーの圓心力の作用

バスケットボールのシュートに於ける投射角と反射角及摩擦、彈性、

等は皆その例である。

(三) 児童の學習態度を積極的ならしめなければならぬ。——その爲めには

1、理解をさせなければならぬ。漫然と指導を受けるよりは、児童に解り得る程度に於て、運動を行ふ意味を児童に知らしめることは、彼等のこれに對する興味を一層大ならしめることが出来るからである。従來、この點に就いては、甚だ閑却せられて來た觀がある。その爲めに児童の

體育は、彼等が學校生活を行ふ期間だけに止まつて、卒業後實社會に臨んでは、極めて特殊な運動に興味を有ち得るもののみが、僅かに運動をつゞけて居るにしか過ぎない。而もかうした場合それ等の人々と雖も、眞の意味に於ける體育を行ふのではなく、單なる興味に引かれて運動を行ふのであるから、時としては體育的に不合理たらざるを得ないことになつて居る場合さへある。

小學校に於て指導を受けた體育をして永遠の生命あらしめ、彼等が一生を通じて自己の生活を體育的にコントロールする力を附與することは、又小學校に於ける體操科指導の重要な命題の一つである。これの指導は體操科の運動を實際に指導しつゝある間に行ふことは到底不可能なことである。體育の必要であることは、修身科を始め、他の教科指導中、これに關係ある部分に於て概括的に説くことがよい。筋肉、骨格、内臓諸器官等の構造及機能と體操科との關係を説いて體操科指導の意義を理解せしめる爲めには、理科指導の際に於て行ふことが出来る。尙雨天その他の理由によつて體操科の實地指導を行ふことの出来ない場合にその時間を利用してこの指導を行ふことも出来る。

2、興味をもつやうにし向けなければならぬ。——興味がなし、唯拘束や、疲勞を感じしめるだけでは、兒童の學習態度は甚だ面白くない結果に陥るものである。何かそこに興味を感じしめる

やうにし向けることは、彼等の學習態度を澁刺たらしめ得るものである。

3、自己を表現しやうとする慾望を或程度まで満足せしめると、——その意味に於て巧緻的の運動をなるべく省かないやうにすることが大切である。

4、見學者の取扱を工夫しなければならぬ。——見學者は直接運動を行ふことは出来ないが、指導者の指導する點を見又は聴くことによつてその指導を受けるものであるから、彼等をして漫然と傍觀せしめることなく、特に注意して見學すべき點は豫めこれを指示して置くことがよい。のみならず運動そのものは出来なくとも、彼等を活用し得る部分のある場合はこれに興與せしめることがよい。例へば、競走に於ける途中審判、決勝審判、球戯に於けるライン審判、時計員、記録係等にあつては普通の見學者をしてこれに興らしめることが出来る。又これをなさしめることによつて彼等の學習態度を積極的ならしめ得るものである。

(四) 管理をよくしなければならぬ。——兒童の行動を徒らに拘束することは決して望ましいことではないが、彼等の行動を放縱に任すことは、一般教育上より見ても面白くないことである。

殊に體操科の指導にあつては、その能率を著しく低下せしめるのみならず、危険の伴ふ運動を行はしめて居る場合等にあつては、兒童の學習態度の弛緩と指導者の注意力の分配とによつて、

不慮の災害を招くことさへある。指導者は自らその指導に隙をつくることなく、常に児童に一步を先んじて絶えず児童を引纏めて行かなければならない。指導者の態度に隙がある場合は、児童の學習態度が甚だ良しくない。その結果一時間中を不愉快に児童を叱責して通る如きは指導者自身に反省しなければならぬことである。

(五) 注意は有効に與へなければならぬ。

1、興奮して與へてはならない。興奮して居る場合には、その理性がよく作用がない爲めに、屢々脱線したことを言出す怖れがある。児童をして一時的にその威力の下に屈伏せしめることは出来ても、心から信服せしめることとはならない。のみならずそれが屢々重なる場合は、児童の心持は指導者を離れ、嫌惡をさへ感ずることになり、引いては體操科の指導を受けることを嫌ふことにもなる。大いにつましまなければならぬことである。

2、注意は遲滯なく與へなければならぬ。必要を生じたその場で注意を與へることは、児童の印象を明瞭にして有効である。後に至つて與へることは、児童をしてその注意を受ける理由の理解に苦しましめるやうな場合もある。

3、注意は簡單にして適確に與へなければならぬ。諄々しく長い注意を與へることは児童をし

てその重要點を理解せしめることが出来ない。

4、注意を與へるには一般的でなく、個人的でなければならぬ。一般的に與へられる注意は印象が浅く、個人的に與へられる注意は印象が深いからである。

5、児童をして反省せしめるやうに仕向けなければならぬ。——指導者の意に満たないと云ふ心持ちを以つて児童を輕蔑する如きは、最も戒めなければならぬことである。

(六) 訓練をよくしなければならぬ。——如何によい方法をもつてしても、その都度その都度に著しい變化を來しては、児童をしてこれへの適應を困難ならしめて効果を收め難いものである。指導を進展せしめる爲め一小部分の變改は當然なければならぬことではあるが、大部分の指導は繰返し繰返しなされなければならぬ。實際運動を行ふ際の動作の訓練の外、尙學習態度に就いても、彼等をして他律的より自律的に赴かしめるやうに訓練しなければならぬ。

(七) 指導の着眼點を誤つてはならぬ。——教材には各々その特質がある。體操科の教材として採用して來る意味は、それ等の特質よりよい結果を得んが爲めに外ならない。世間往々にして體操科の全ての指導を恰も教練の指導であるかの如くに取扱つたり、形態學的に合理的一點張りの指導に陥つたりして居ることが尠くない。これ等は皆體操科指導の本領を知らないものと云はな

ればならない。

(八) 児童の身體的事情に對する觀察と處置とを誤つてはならない。——特別な身體的事情を有つて居るものに對して、常に適當な處置をとることの必要なことは勿論のことであるが、尙一般兒童に對しても、絶えずその身體的事情に對する觀察を忽諸にすることなく、突發的な事柄に對して周章することなしに、適當な處置をなし得るやうに心掛けて置かなければならない。

(九) 成功を急ぎ過ぎてはならない。——何事に限らず、急激に成功を收めやうとすることは宜しくない。體操科の指導にあつても同様である。殊に運動の技能を急速に上達せしめやうとすることは、何れかの點に於て無理が生じ、體操科全體の指導の上に支障を來し易い。一時に一事を指導すると云ふ方法によつて繼續的に行はれる指導は、何等全體に支障を來すことなしに確實な効果を收め得るものであることを知らなければならぬ。

(一〇) 徒らに切揃へる指導を避けなければならぬ。——前級の児童の運動が悉く揃つて出來なければよい指導でないかと考へることは誤りである。實際に於て児童の運動能力には相當の差異がある。個々の兒童をしてその運動能力を出來得る限り伸ばしてやると云ふことが必要である。齊一活動を要求する運動は別として、特に巧緻的な運動は指導者の努力が全體の児童に均霑すれば

する程児童の運動能力に差を生ずることになる。徒らに劃一的な結果を求むることは、屢々その指導の方法をして非教育的ならしめることが尠くない。

(一一) 指導案は出來得る限り暗記して居ることがよい。——他の教科の指導と異り、體操科の指導にあつては殆んど兒童から眼を離すことなく、而も常にその位置を移動しなければならぬ爲めに、教卓の上に指導案を置いて、これを見ながら指導するわけにはいかない。その上兩手はなるべく何物も持たないで居ることが必要である。指導の途中に於て、ポケットから心覚えに指導案を記したカードを出して見ることは、指導の流を停滯せしめるばかりでなく、指導に隙を生じて好結果をもたらさない。指導者は出來得る限り指導案を記憶して授業に臨むことが有効である。

(一二) 號令の妥當を期することが肝要である。號令は兒童にそれがよく解せられると云ふことを眼目としなければならぬ。それ故に語の上では尙兒童に理解せしめることの困難が想像せられる程のものである場合は、豫令と動令との間に、指導者が動作を以つてこれを示めてやることもよい。

教材の性質及びその時の事情によつて、號令には緩急、大小、高低等の技巧を適當にする必要がある。

(一三) 兒童を集合せしめる際はその位置に就いて考慮しなければならない。——例へば開列を行はしめる都合や、後に来る運動の都合によつて適当な位置を選ばなければならぬ。

(一四) 開列を適当にしなければならぬ。——開列の様式と方向とは、その列によつて行はしめやうとする運動の性質により、指導者が全體の兒童の運動の要領を比較的容易に見ることの出来るやう、又人員の多寡によつて指導能率を擧げることの出来るやうにこれを選ばなければならぬ。開列の距離及び間隔は、運動の性質からは、廣きを要するものと狭くて間に合ふ場合とがあるそれ等に適合せしめることがよい。季節の事情からは暑苦しい時に、徒らに狭い距離間隔をとる必要はない。勞力の點からは徒らに列を疎らにすることは適當ではない。

(一五) 指導者の位置と兒童の位置を考へなければならぬ。——指導者が示範する場合は、その要點を見得る位置に兒童を立たしめるか、指導者自身が立たなければならぬ。例へば斜跳に於て體を斜に支配することを示範するならば、その點が見得られる位置に兒童を立たしめなければならぬ。列は整然たるものがあつても、その大部分の兒童が指導者の後方から斜跳の模範を見せられるならば、示範の効果は甚だ少いこととなる。一時、列を解除してども、その示範の要素を見得られる位置に就かしめなければならぬ。又片脚屈膝片脚後舉體前倒の運動の示範に於ては

その要點を兒童が見得るやうに指導者自身がその方向を變へて示範してやることよ。

兒童の運動の適否を指導者がよく見分ける爲めには或は兒童の列の方向を適當にするか、指導者が移動して適當の位置にかなければならぬ。

(一六) 傷害は豫防すべきものではあるが、起つて了つた場合はその處置を誤つてはならない。——傷害に對する處置はその程度によつて適當にしなければならぬ。簡単な擦過傷の如きは消毒を完全に、適当な藥品塗付する程度でよいが、骨折、捻挫、切傷、裂傷、強く且つ好ましくない部位の打撲等は、出来る限り早く醫師の手當を受け得るやうに運ぶと同時に、それまでの間の應急の處置を適當にすると云ふことを心掛けなければならぬ。

第六章 成績考査

第一節 成績考査の意義

何の爲めに成績を考査するか、これに對する考を確實につかむでかゝらなければ方法を立てることが出来ない。

これには児童に對して、教師に對して、家庭に對しての三方面に意義を有つて來るのである。児童に對しては彼等自身にその成績を知らしめ、更に努力すべき方向を理解せしめるべき材料を得るものであり、教師に對しては児童の成績を知るべき材料を得ると同時に、指導方法の反省をすべき資料を得るものであり、更に指導方法工夫の参考資料をつかむこととなる。家庭に對しては児童の成績を知る爲めの材料を得ることとなると同時に児童を督勵し、學校體育を助成すべき資料を供することとなるのでなければならぬ。

第二節 成績考査法改良の必要

今日までは、教師は仕事として事務的に児童の成績を漫然と考査し、簡単な概評丈けを成績簿に記入して家庭に通知し、児童はこれを家庭まで運搬する途中に於てソツト披見し、漫然と成績の良否を垣間見る程度に止まり、家庭はそれを受取つて漫然と優劣を知り、認印を捺して學校に返戻する。これでは成績考査の意義は極めてつまらないものになつて了ふ。教師は荷厄介な事務としてこれを取扱ひ、児童も家庭も何が故に甲であり、乙であるかを知ることが出來ないし、従つて児童は反省の仕様もないし、家庭も亦獎勵の仕方も解らないこととなる。

これ等は要するに成績考査法そのものに不備があつたからである。但し之が不備であつたと云ふことには原因があつた。長い間の偏智主義的な教育は、この體操科を輕んずる事が甚だしく、唯單なる技能科であると考へられ、取扱はれて來た。教育上に於て體育が著しく重視せられるようになった今日にあつても、體育の實際家自身、尙この科を指導するに一種の技能科的取扱をして居るものが少くないと云ふに至つては、自ら體操科の價値を狭少ならしめるものである。教育上價値あるが故に重視せられた學校體育の根幹となるべき體操科は、須らくその内容を廣くとり、大なる効果を齎らすべく指導せなければならぬ。従つて成績考査の範圍をも亦廣くとらなければならぬ。

第三節 成績考査の範圍

一、體格 體操科の教授要旨の中に「身體各部均齊ニ發育セシメ」とあるは、體操科指導によつて身體上に形態的效果を及ぼさしめるべきを述べたものである。事實體操科の指導が宜しきを得ると得ないとは體格の上に影響が及ぶべきものである以上、これを體操科の成績の一部分として見ることは當然なことである。

二、體質 これは生理的機能を指すものであるが、今日の體操科が生理學的基礎の上に立つて生れ

た體育方法である以上は、體操科が體質上に影響を及ぼすことは勿論のことである。

三、體力 これに含まるべきものは走力、跳躍力、投擲力、懸垂舉上力等である。走力、跳躍力、懸垂舉上力は身體それ自身が體力を現はすのであるが投擲力は體力を他の物體に作力せしめそれによつて體力を示めすものである。

四、巧緻性 これを一括して云へば身體の支配能力である。この中に於て身體それ自身を支配してその能力を表すものと、身體支配の結果を他の物體に作用せしめてこれを示めすものとの二種類がある。身體それ自身にその支配力を表すものの中には直接身體支配の能力を向上せしむることを目的として行はるゝ平均運動、第二懸垂運動、跳躍運動、倒立及轉廻運動、唱歌遊戲、行進遊戲等に對し、その他の身體部分的の諸運動及走跳投技の如く他に目的のある運動を行ふに當つて正確さの現れる運動がある。身體支配の能力を他物に作用せしめてこれを表すものには正確度を見るスポーツボール投、バスケットボール投等がある。

五、健康度 これを表すものは、兒童の病氣缺席又は病氣による見學等である。

六、徳性 これに就いては種々様々のものがあるであらう。併しより直接に指導せらるべきものを舉げて見るならば規律をよく守ること、従順であること、勇氣を有つて居ること、何事をなすに

も誠實であること、團體的の活動をなすに當つて團體に對して忠誠であること、公明正大であること等がそれである。

七、學習態度 これには積極的に出るもの、積極的ではないが眞面目にやるもの、これを嫌惡するもの、行へば出来るものを怠つてゐるもの等の區別がある。積極的であることは最も望ましい事であるが、積極的ではないまでも眞面目であるのはよい事である。これを嫌惡することは決してよい事ではないが、嫌惡する事には何か其處に原因があるであらう。身體的に缺陷があるとか精神薄弱であるとか、時としては指導方法が良しきを得ない爲めに、嫌惡せしめて居る場合があるかも知れない。若し指導法が悪い爲めにかうなつて居るとするならば、兒童の學習態度を云々するよりは、先づ指導者自身反省して指導の方法を工夫しなければならぬ事である。行へば出来るものを怠けて居ると云ふ事は最も良くない。巧緻的な運動や遊戲競技に於ては實によく活動するが、その他の運動をする時には、靜止することも出来なければ注意も散漫であると云ふ兒童が屢々ある。それと反對に生來の不器用で何を行つても上手には出来ないが、兎に角一生懸命にやつて居ると云ふ兒童もある。體操科を一種の技能科として考へ、その成績を考査するに兒童の巧緻性に就いて見る時は前者は優秀な兒童となり、後者は劣等生となる。體操科を訓練の手段

の如く心得て居る人から見ると前者は劣等生であり、後者は優等生として取扱はれることになる。何れにしても偏したものと云はなければならぬ。直接體操科の成績ではないが、學習態度を見てやることは、成績考査上より教育的なことである。

八、體育に關する智識の程度。これは履き違へをしてはならない。兒童は體操教師ではない。専門家が知らなければならぬ様な内容まで知らせる必要はない。唯彼等は彼等なりに理解をさせる爲めの智的啓培が必要である。理解を以つてすることは一層の興味を有たしめ、學習態度を積極的ならしめ、ひいては實際指導の効果をより大ならしめる所以である。體育は學校生活の間のみを終止し、學校生活を終ると同時に忘れられて了つてもよいと云ふのではない。一生を通じてなされるべきものである。學校生活を卒へ實社會に臨んだ時に、自己の生活を體育的にコントロールして行かうとする心持を持たしめることが、學校生活中體操科指導中になされるべき、體育に關する智的啓培の重要な任務でなければならぬ。

この意味に於て兒童の程度に應じた智的啓培を行ひ、その理解を與へる必要がある。これを實施するとしたならば、成績考査上にもこれを入ることが必要である。

第四節 成績考査の方法

以上に掲げた八項目は、體操科成績考査の範圍に就いてあるが、さてこれを實施するには如何なる方法によればよいか、今その具體的な實施の理想案を略述して見る。

一、體格、體質、これは身體検査の方法によればよいのである。從來身體検査の實施は春期に於て一回行はれるのみであつてその結果は文部省に報告せられ統計の材料に供せられて居た。併しこれは體育の成績考査の爲めに行はれて居たものではない。學校體育の參考、乃至體操科成績考査の爲めに行ふとするならば、理想としては毎學期末に一回宛行ひたい。若しそれが不可能であるとするならば春秋の二期位に實施したい。それは身體検査そのものとして取扱ひ、體操科としての成績考査としては姿勢と發育概評と云ふものを考査に入れることがよいであらう。

二、體力、

イ、走力、理想的に行ふならば、單位時間内に走り得る距離の計測と、持久走力の時間的計測とを行ひ度い。併し後者にあつては實施上の困難があり、兒童の身體に無理を強い易い傾向を有つて居るものであるから、前者の方法により、單位時間なるものを適當にして行ふか、或は文

部省競走指針の示す處の適當なる距離を走らしめて、その所要時間を計測することがよい。

ロ、跳躍力、これに就いては走幅跳と、走高跳とを行ひ、幅の跳躍力と高さの跳躍力とを計測するがよい。

ハ、投擲力、これにはスポンヂボール又はバスケットボールを用ゐてその投擲距離を測定することがよい。

ニ、懸垂舉上力、理想的に行ふならば、唯單に伸臂懸垂姿勢をとり耐久力を時間的に計測することと、屈臂懸垂姿勢に於ける耐久力の時間的計測とを行ひ度い。併し前者にあつては後者よりも無理の忍耐が強ひられ易い傾向があるから、後者のみを採用するか、或は懸垂屈臂の回数を計測することがよい。

これ等の實施は毎學期末に行ふがよい。

三、巧緻性、

イ、平均

ロ、第二懸垂

ハ、跳躍

ニ、倒立及轉廻

等の巧拙を觀察する

ホ、唱歌遊戲及行進遊戲

ヘ、團體的遊戲及競技

ト、スポンヂボールの正確投擲

これ等は要目選定委員の發表になる解説書に示された方

チ、バスケットボールの正確投擲法により行はしめて考查すればよい。

リ、以上の外、尙諸運動に於ける運動要領會得の程度を觀察する。

四、健康度、これには病氣による缺席と見學とを參考するのであるが、それには平常の缺席や見學の記録に於て病氣によるか否かを整理して置かなければならない。さうしたものを各學期末に纏める。

五、徳性、これは日常の授業中に於いて現れるところを觀察する。但しこれは他の部分の様に容易に考查し得るものではない。指導者の綿密な觀察によらなければならない。

六、體育に關する智識の程度、直接指導した事柄、乃至その知識をもつて理解し得る程度のことを問題として記述を以つて答へしめる。

七、學習態度 これも亦日常に於ける状態を觀察して概括的な判定を下さなければならない。

學 習 態 度	體 育 に 關 する 知 識	德 性	度康健		性 織								
			病 氣 見 學	病 氣 缺 席	投 擲 正 確 度	度確正		力 配					跳 躍
						教 練	其 他 體 操 諸 運 動	競 争 及 球 技	行 進 遊 戲	唱 歌 遊 戲	倒 立 及 轉 廻		
○	/	○	○	○	/	○	○	○	○	○	/	○	
○	/	○	○	○	/	○	○	○	□	○	/	○	
○	/	○	○	○	/	○	○	○	□	○	/	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	/	△	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	○	

巧 支	平 均	力 體				發 育 概 評	姿 勢	項 目 學 年
		舉 上 力	投 擲 力	跳 躍 力	走 力			
/	○	/	/	/	○	○	尋一	
/	○	/	/	/	○	○	尋二	
/	○	/	/	/	○	○	尋三	
○	○	○	○	/	○	○	尋四	
/	○	○	○	○	○	○	女尋五	
○	○	○	○	○	○	○	男尋五	
/	○	○	○	○	○	○	女尋六	
○	○	○	○	○	○	○	男尋六	
/	○	○	○	○	○	○	高女	
○	○	○	○	○	○	○	高男	

以上は概括的一般的な考へ方を述べたのであるが、實際に於ては學年により、性により、學級によつて實施すべき部分に差異がある。その點は何によつて區別をつけるべきか、それは指導が及んで居る範圍によるべきものである。今體操科教授要目によつて指導を行つて居るものとするならばそれを根據として次の様實施案が生れて來る。

備考 ○ハ適用スベキ項目 /ハ省略スベキ項目 △ハ男子ノミニ適用 □ハ女子ノミニ適用

結語

以上稿を起して以來此處に數句、やうやくこの稿を了る。題して小學校體操科指導の革新とするも、要は體操指導の現状に嫌焉たるものがあり、これを教育の常道にまで引戻さうとする心持の現れに外ならない。

斯道の大家先輩の述べらるゝ處と何等杆格することのないことを信ずる。寧ろ吾人の立場はそれ等を忠實に視述し小學校體操科の實際をこれに適合せしめんとしたに過ぎない。

小學校
に於ける 體操科指導の革新終

昭和四年十一月十日印刷
昭和四年十一月廿五日發行



大賣捌

東京 栗田書店・大阪 寶文館
名古屋 川瀬書店・同星野書店
佐賀 大坪信堂 弘前市 今泉書店
久留米 菊竹金文堂 長野市 西澤書店
長岡 目黒書店

小學校に於ける體操科指導の革新

定價 金 三 圓

著者 中 島 海
發行者 東京市小石川區竹早町七二 松 尾 貞 治
印刷者 東京市小石川區柳町二六 佐 藤 磨
印刷所 東京市小石川區柳町二六 昭 文 堂 印 刷 所
製本者 東京市小石川區柳町二六 中 村 春 光

發行所 郁 文 書 院

東京小石川竹早町七二
振替東京六〇三三九
電話小石川四三一六

◆ 書圖良優の院書文郁 ◆

東京高師教官 川島次郎 著 (前篇)

尋常 小學 修身例話と其の活用

四六判六百頁總
背革製原色版
教材名畫多數入
定價三圓七十錢

東京高師教官 川島次郎 著 (後篇)

尋常 小學 修身例話と其の活用

四六判六百頁總
背革製原色版
教材名畫多數入
定價四圓三十錢

東京高師教官 山田義直 著

國史教育重要問題十講

四六判三百數
十頁羽二重
新式高雅
定價二圓三十錢

◆ 書圖良優の院書文郁 ◆

東京高師教官 橋本爲次 著

理科學習指導要領

四六判六百餘頁
凸版寫真版百餘
定價三圓八十錢

東京高師教官 橋本爲次 著

理科教壇はなしくさ

四六判三百數十頁
寫真凸版百餘
定價二圓五十錢

理學博士 藤原 咲平・堂本 爲次 合著
東京高師教授 倉林 源四郎・橋本 爲次 著

理科 教育の心理的考察と實際的任務

四六判最新美裝
定價一圓五十錢
送料十二錢

◆ 書圖良優の院書文郁 ◆

東京高師教官 高橋喜藤治著

讀方學習指導要領

四六判
五百頁
最新優雅製
定價金三圓

東京高師教官 飯田恒作著

綴方の心理學

四六判
三十二頁
最新式裝幀
定價二圓八十錢

東京高師教官 飯田恒作著

綴方の本質と指導の實際

四六判
四百餘頁
最新式裝幀
定價三圓二十錢

終

